

一般定期健康診断等業務(関東森林管理局の本局ほか)の評価(案)の概要

1. 事業概要

事業内容: 人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)等に基づき、一般定期健康診断、特別定期健康診断及び運動機能検査の各業務について、企画立案を行い、関東森林管理局の本局等との総合的な調整・有機的連携を図りながら、業務全体を適切に実施する。

業務実施期間: 平成26年6月16日から平成28年2月26日までの1年9か月間

応札者数: 2者

2. 事業実施に関する評価

○ 確保されるべき質として設定された以下の項目を全て達成している。

(1) 安全・安心の確保

- ア 本業務において使用する機器等の不備等に起因する人身事故又は物損事故の発生がないこと(0回)。
- イ 本業務の不備に起因する問題により、検査開始時間が遅延したり妨げられたり検査が中断したりすることがないこと(0回)。
- ウ 本業務の不備に起因する検査漏れがないこと(0回)。
- エ 検査時や検査結果、検査データ等を整理する際に、取り違え事故等がないこと(0回)。
- オ 検査、診察等において、受診者からプライバシーの配慮等に関する苦情がないこと(0回)。
- カ 事故発生時、受診者の急変時等に救急体制の不備に起因する問題が生じないこと(0回)。
- キ 本業務の不備に起因する個人情報等の漏洩がないこと(0回)。

(2) 業務実行体制の確保

- ア 一般定期健康診断等について、検査スケジュールからの遅延がないこと(0回)。
- イ 検査の待ち時間の状況等進行状況に応じて検査を柔軟に実施し、指定された時間を超えることがないこと(0回)。

○ 創意工夫に関しても、民間事業者から専用問診票の作成・使用によるきめ細かな健康指導等の改善提案がなされ、良好に業務が実施された。

3. 実施経費に関する評価

本事業の実施経費については、単年度当たり15,840千円であり、従来の実施経費(単年度当たり17,032千円: 市場化テスト実施直前の平成25年度)と比べて、1,192千円(7%)の経費が削減されている。

4. 今後の事業

民間競争入札の導入により、公共サービスの質の確保及び実施経費の削減の双方が実現している。更に民間事業者の創意工夫も発揮されていることから、良好な実施状況であると評価できる。

このため、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針(平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会)」Ⅱ. 1. (1)の基準を満たしていることから、今期をもって市場化テストを終了し、次期においては、林野庁が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図り、事業を実施することが適当であると考えられる。